

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 産業廃棄物処理施設変更の許可の申請があった件 三六二
- 計量器の定期検査を実施する件 三六三
- 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件 三六三
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 三六三
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 三六三
- 道路の区域を変更する件 三六四
- 市街地再開発組合の事業計画の変更を認可した件 三六四
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三六五
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 三六五

告示

福島県告示第四百八十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設を変更しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び同条第二項において準用する法第十五条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。なお、この申請に關し利害関係を有する者は、法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条第六項の規定により、意見書を提出することができる。

令和五年八月四日

一 申請及び申請書等の縦覧に係る事項

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第四百八十三号

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
相馬市長 立谷 秀清
 - 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
福島県相馬市光陽三丁目三番地の一
 - 3 産業廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号ハに規定する管理型最終処分場 一基
 - 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
（一） 燃え殻
（二） 汚泥
（三） ばいじん
 - 5 申請年月日
令和五年七月十二日
 - 6 縦覧場所
（一） 福島県相馬市相馬市原町区錦町一丁目三十番地
（二） 相馬市民生部生活環境課
（三） 福島県相馬市中村字北町六十三番地の三
新地町町民課
 - 7 縦覧期間及び縦覧時間
令和五年八月四日から同年九月四日まで（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）に規定する県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで
- 二 意見書の提出に係る事項
- 1 提出期限
令和五年九月十九日
 - 2 提出先
福島県相馬市相馬市原町区錦町一丁目三十番地
福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地
 - 3 意見書の記載事項（いづれも日本語で記載すること。）
（一） 提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
（二） 対象事業の名称
（三） 具体的な利害関係の内容
（四） 生活環境の保全上の見地からの意見
- （産業廃棄物課）

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 令和五年八月四日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査
 福島県知事 内堀雅雄

検査区域	東白川郡鮫川村	対象となる特定計量器	非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	検査の期日及び時間	九月五日 午後二時から 午後四時まで	検査場所	鮫川村公民館
	同郡棚倉町			九月六日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで			棚倉町役場
	同郡塙町			九月七日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで			塙町公民館
	同郡矢祭町			九月八日 午前九時三〇分から 午前一二時まで			矢祭町山村開発センター
右に掲げる町村		右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの		九月一日から一〇月一〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで			福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、同郡塙町及び同郡鮫川村	対象となる特定計量器	非自動ばかり、分銅及びおもり	検査の期日	十一月一日から十二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
------	---------------------------	------------	----------------	-------	---------------------------------

（計量検定所）

福島県告示第四百八十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定により、鹿島加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。
 令和五年八月四日

福島県知事 内堀雅雄
 （水産課）

福島県告示第四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 令和五年八月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 解除予定保安林の所在場所
 双葉郡富岡町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
 水源の涵養
 - 解除の理由
 道路用地とするため
 - 解除予定保安林の所在場所
 双葉郡富岡町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 - 解除の理由
 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び富岡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年八月四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 湯田敏雄 湯田真和 相原盛衛 湯田千代治 湯田幸意 湯田フクヨ 湯田政直 佐々木次郎 湯田清 湯田房志 湯田旭 佐藤勝俊 湯田勝 湯田明宏 湯田文男 湯田高博 渡邊則雄 湯田永久子 湯田政広 相原攻 湯田盛義 相原正則 大竹忠一 星喜代次 星伊三雄 星寅重 室井俊太郎 星長吉 川井康一 室井政吉 川井現作 児山源四郎 川井吉松 室井政一 湯田音治 星好子 小椋三男 星たみ 菅家多助 小椋庄一郎 湯田栄松 室井芳弥 星有朋 広野幸伸 室井英彦 星竹直 湯田栄三 室井良一 山越健三 根本徳左工門 星好郎 渡部寛 星吉右工門 山越彰 星サナエ 室井和秀 赤松政範 芳賀文一郎 芳賀恒夫 星初男 芳賀長市 芳賀一男 芳賀百作 黒川イ子ヨ 星丑三 小山光吉 星治 野沢幸夫 星清次 星光雄 星克己 芳賀トリノ 芳賀周吾
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和五年農林水産省告示第六百四十五号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年八月四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 江川欽一 小島長一 小島ハルコ 小島住男 小島一彦 小島行正 小島富男 小島市郎 小島庄三 小島保 小島幸一 五十嵐光雄 鈴木禎三 鈴木貞一 小島久次 小島幸一 小島鹿造 小島良介 小島義美 小島清隆 小島清春 小島清三郎 小島爲重 小島爲三 小島美登理 小島鶴記 小島千代志 岩淵俊正 田崎吉平 岩淵徳次 岩淵貞藏 鈴木勝 小島市郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和五年農林水産省告示第六百二十号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所（令和五年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。令和五年八月四日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	南会津郡南会津町金井 沢字石田二一番一地从 から	変更前 変更後	一四・六 二五・九	六六・二
	同 郡同 町金井 沢字石田二三番一地从 まで	変更後	一四・五 一四・六	六六・二

（道路計画課）

福島県告示第四百八十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年八月四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 組合の名称
いわき駅並木通り地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
（変更前）令和元年七月九日から令和七年三月三十一日まで
（変更後）令和元年七月九日から令和七年十二月三十一日まで
- 三 施行地区
いわき市平字田町の一部の区域
- 四 事務所所在地

- いわき市平字材木町四十六番地
五 設立認可の年月日
令和元年七月九日
六 変更認可の年月日
令和五年七月十四日

(まちづくり推進課)

公 告

公告第百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和五年八月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称

阿武隈川上流土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 小松 一恵 白河市東深仁井田字千代ノ岡一八番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 小松 勝恵 白河市東深仁井田字千代ノ岡五〇番地

(農村計画課)

公告第百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により、岩根地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災事業(ため池等整備事業))の工事は令和五年三月二十七日完了したので公告する。

令和五年八月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)